

第10章 健康安全教育

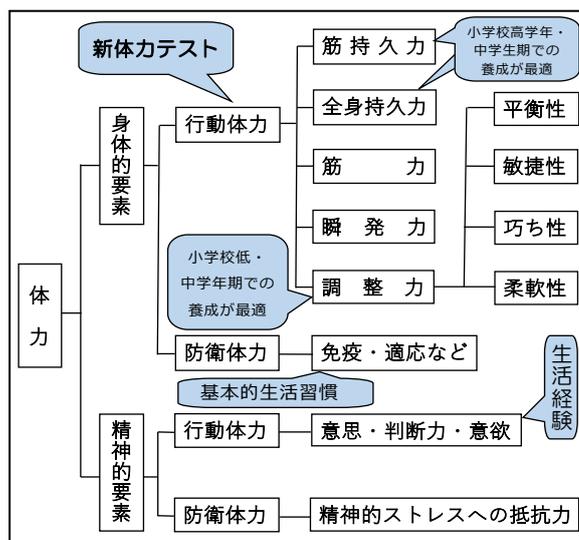
これからの社会を生きる児童生徒が、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要です。体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか、意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、生きる力を支える重要な要素です。児童生徒の心身の調和的発達を図るためには、体力の向上と健康の増進を目指して実践する態度を育成することが大切です。また、学習指導要領第1章総則第1の2の(3)には、「学校における体育・健康に関する指導を、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。」と記されています。小・中学生の時期は、心身の発育・発達が著しいため、適切な指導を組織的に展開することが必要です。

1 学校体育

学校体育は、運動やスポーツの楽しさを体験させるとともに、児童生徒の健康の増進や体力・運動能力の向上に寄与しながら、生涯にわたるスポーツライフの基礎を培うものとして重要です。

(1) 体力の概念

体力は、身体的要素と精神的要素から構成され、健康の保持増進並びに意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わり、生きる力を支える重要な要素であるといえます。発達の段階に応じた適切な運動をすることや、基本的生活習慣を確立すること、様々な生活経験を積んで判断力を高めることなど、総合的に捉えて体力の向上を図る必要があります。(右図参照)



(2) 教科体育の充実

学校体育の基盤となるのは、体育・保健体育の授業です。

小学校においては、基礎的な身体能力を身に付け、運動を豊かに実践していくための基礎を培う観点から、児童に身に付けさせたい具体的な内容が明確に示されています。また、指導内容の確実な定着を図る観点から、運動の系統性を図るとともに、運動を一層弾力的に取り上げることができるようになりました。特に「体づくり運動」は、体力の向上と基本的な動きを培う観点から、より一層の充実が求められています。

中学校では、第1・2学年で、全ての領域が必修になっています。また、指導内容の確実な定着を図る観点から、指導内容が明確に示されています。さらに、領域の取り上げ方についても弾力化が望まれます。

これら学習指導要領のねらいや改善点を十分に踏まえた上で、年間指導計画や単元指導計画及び評価計画の作成や見直しを図るとともに、授業内容の改善・充実が望まれます。

なお、学校生活では、集団が1つの単位となって行動することが多く、その際、秩序正しく、能率的かつ安全に行動することが求められることから、教科体育において集団行動に関する指導を行うことが大切です。各校、全学年の各領域（保健を除く）において、授業の始めや終わりなどに確実に実施することが求められます。



「小学校体育（運動領域）まるわかりハンドブック」平成25年4月 文部科学省



「学校体育実技指導資料第7集」平成24年7月 文部科学省

2 学校保健

「学校保健法」等の一部改正（平成 21 年 4 月 1 日施行）により、「学校保健法」の名称が「学校保健安全法」に変わり、学校保健と学校安全に関する法律であることが明確にされました。

各学校では、学校保健、学校安全それぞれに全体計画や年間指導計画が整備されています。

(1) 「生きる力」を育む保健教育

変化の激しい社会を担う児童生徒に必要な力として示された「生きる力」は、学習指導要領の基本的な理念となっています。中央教育審議会（平成 28 年 12 月）では、「現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力」の 1 つとして「健康・安全・食に関する力」についての資質・能力が次のとおり 3 つの柱で示されました。

- | |
|---|
| ア 様々な健康課題、自然災害や事件・事故等の危険性、健康・安全で安心な社会づくりの意義を理解し、健康で安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付ける。 |
| イ 自らの健康や食、安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために何が必要か考え、適切に意思決定し、それを表す力を身に付ける。 |
| ウ 健康や食、安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に、自他の健康で安全な生活を実現しようとしたり、健康・安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付ける。 |

保健教育には、児童生徒が学校において、健康で安全な生活を送ることができるように、そして生涯にわたって健康で安全な生活や健全な食生活を送るために必要な資質・能力を育み、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにすることが求められています。

(2) 感染症対策（新型コロナウイルス感染症対策を含む）

児童生徒が集団生活を営む場である学校は、感染症が発生した場合、感染が拡大しやすく、教育活動に大きな影響を及ぼすこととなります。そのため、学校の管理体制の構築や医療機関等との連携強化などにより、学校における感染症の発生予防と蔓延防止を図ることが必要です。

(3) 熱中症対策

熱中症は、従来、高温環境下での労働や運動活動で多く発生していましたが、ヒートアイランド現象や地球温暖化による影響により、最近では日常生活においても発生が増加しています。熱中症について正しい知識をもって予防を心がけること、また、熱中症になったときに適切な処置を行うことができるようにすることが重要です。



(4) アレルギー疾患に対する取組

「アレルギー疾患対策基本法」（平成 27 年 12 月）では、「学校等の設置者等の責務として、アレルギー疾患を有する児童生徒に対し、適切な教育的配慮をするように努めなければならない」と明示されています。学校は保護者や主治医、関係機関等と連携し、学校給食や緊急時の対応を含めた体制整備の充実を図り、アレルギー疾患を有する児童生徒が学校生活を安全に安心して送れるようにしていくことが求められます。アレルギー疾患に対する取組を行うに当たっては、各疾患の特徴をよく知り、それを踏まえたものであること、同じ疾患であっても、個々の児童生徒の症状の違いを把握すること、症状の急激な変化の特徴などを理解し、日頃から緊急時の対応の準備をしておくことなどが重要です。

(5) 性に関する指導（エイズ教育を含む）

各学校では、全体計画や年間指導計画が整備され、養護教諭とのティーム・ティーチングや地域の保健福祉部関係機関等との連携による保健学習が行われています。指導に当たっては、自分を大切にすることを育める観点から、思春期における体の変化を肯定的に受け止めることが大切です。また、発達の段階を踏まえることや学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮します。特別支援学級在籍及び教育支援センター（適応指導教室）通室の児童生徒に対しても、個々の実態に応じた指導を行うことに留意してください。

(6) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止

近年、我が国で増加傾向にある大麻、危険ドラッグやMDMA等、合成麻薬事犯の検挙者の多くを青少年が占めており、青少年を中心に乱用されている状況を踏まえ、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」（平成30年8月）が決定されました。その中で、「すべての中学校・高等学校における薬物乱用防止教室の毎年の開催」等について対策が示されています。各中学校では、薬物乱用防止教育の充実が望まれます。また、小学校においても、保健領域において、喫煙、飲酒、薬物乱用防止の内容を取り扱うことになった意味を十分に理解して指導することが大切です。

(7) 学校保健委員会

各校における学校保健委員会の充実が求められる中、中学校区が同一步調で健康教育を展開する観点から、地域学校保健委員会の開催についても力を入れています。学校三師（学校医・学校歯科医・学校薬剤師）等との連携を図り、各学校において健康課題の解決に組織的に取り組むことが重要です。

(8) がん教育

がん教育の実施に当たっては、がん教育が健康教育の一環として行われることから、学習指導要領総則第1の2の(3)を踏まえ、体育科・保健体育科を中心に、学校の実情に応じて教育活動全体を通じて適切に行うことが大切です。また、家庭や地域社会との連携を図りながら、生涯にわたって健康な生活を送るための基礎が培われるように配慮します。

3 学校安全

学校安全のねらいは、児童生徒等が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることです。学校安全の領域としては、「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」の3つが挙げられます。近年、スマートフォンやSNSの普及など児童生徒等を取り巻く環境の変化や学校を標的とした新たな危機事象も懸念されています。

(1) 安全教育

学校における安全教育は、児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育むことができるよう、自助、共助、公助の視点を取り入れながら、地域の特性や児童生徒等の実情に応じて、各教科等の安全に関する内容のつながりを整理し教育課程を編成することが重要です。

ア 安全に関する内容

- ・学校、家庭、地域等日常生活の様々な場面における危険の理解と安全な行動の仕方
- ・誘拐や傷害等の犯罪に対する適切な行動の仕方など、学校や地域社会での犯罪被害の防止
- ・スマートフォンやSNSの普及に伴うネット犯罪被害防止と適切な利用の仕方 等

イ 交通安全に関する内容

- ・道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方
- ・定期的な通学路の点検、危険箇所・要注意箇所の周知・対策
- ・自転車の点検・整備と正しい乗り方 等

ウ 災害安全に関する内容

- ・火災、地震・津波、火山活動による災害、風水(雪)害、落雷等の気象災害及び土砂災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ・放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方



「『生きる力』をはぐくむ
学校での安全教育」

平成31(2019)年3月文部科学省

(2) 安全管理

学校における安全管理は、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えること、すなわち、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようにすることです。安全管理には、全ての学校種や児童生徒等に共通して行われる点も少なくありませんが、立地を含む学校環境や児童生徒等の状況などは大きく異なる点もあるため、それぞれの学校の実情に応じた管理も不可欠です。

(3) 組織活動

安全上の課題が複雑化・多様化する中で、学校等で全てを担うことは困難であること、児童生徒等が事故等に遭遇するのは学校だけではないこと等から、家庭・地域・関係機関との連携が不可欠です。その際、地域や学校の実情に応じて、様々な形での連携体制づくりやボランティア等の協力を得ることが考えられます。

(4) 危機管理マニュアル

学校保健安全法第 29 条において、学校は危機管理マニュアルを作成するものとされています。危機管理マニュアルは、学校安全計画を踏まえて、危機管理を具体的に実行するための事項や手順等を示したものであり、学校管理下で危険等が発生した際、教職員が円滑かつ的確な対応を図るために作成するものです。

4 食育

成長期にある児童生徒にとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであり、同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすもので極めて重要です。学習指導要領には、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間等、学校教育活動全体を通じて食育を組織的・計画的に推進することが示されています。家庭における児童生徒の食生活の状況について情報交換を行ったり、地域の行事や生産者と連携したりして、指導の効果を高めていくことが望まれます。

(1) 食に関する指導の内容

ア 教科等における食に関する指導

各教科等では、それぞれの特質に応じた見方・考え方を働かせ、三つの柱に沿った資質・能力の育成を目指し目標を示しています。各教科等において食に関する指導を行うことで、食育の充実につなげることのみならず、教科の目標がよりよく達成されることを目指します。

イ 給食の時間における食に関する指導

(7) 給食指導

給食の準備から片付けまでの指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、食事のマナーなどを体得させる場面です。日々の指導は学級担任等が担いますが、運営や指導方法については栄養教諭と連携し、学校全体で統一した取組を行うことが必要です。

(イ) 食に関する指導

給食の献立を通じて、産地や栄養的な特徴を学習させたり、教科等で取り上げられた学習内容を確認したりするなど、献立を教材として用いた指導を行う場面となります。この指導は、栄養教諭と連携をとって進めることが大切です。

ウ 個別的な相談指導

課題の改善を目的として期間を決めて定期的、継続的に指導を進めることにより、対象の児童生徒の行動変容を促し、より良好な生活を行うための習慣を獲得できるようにします。